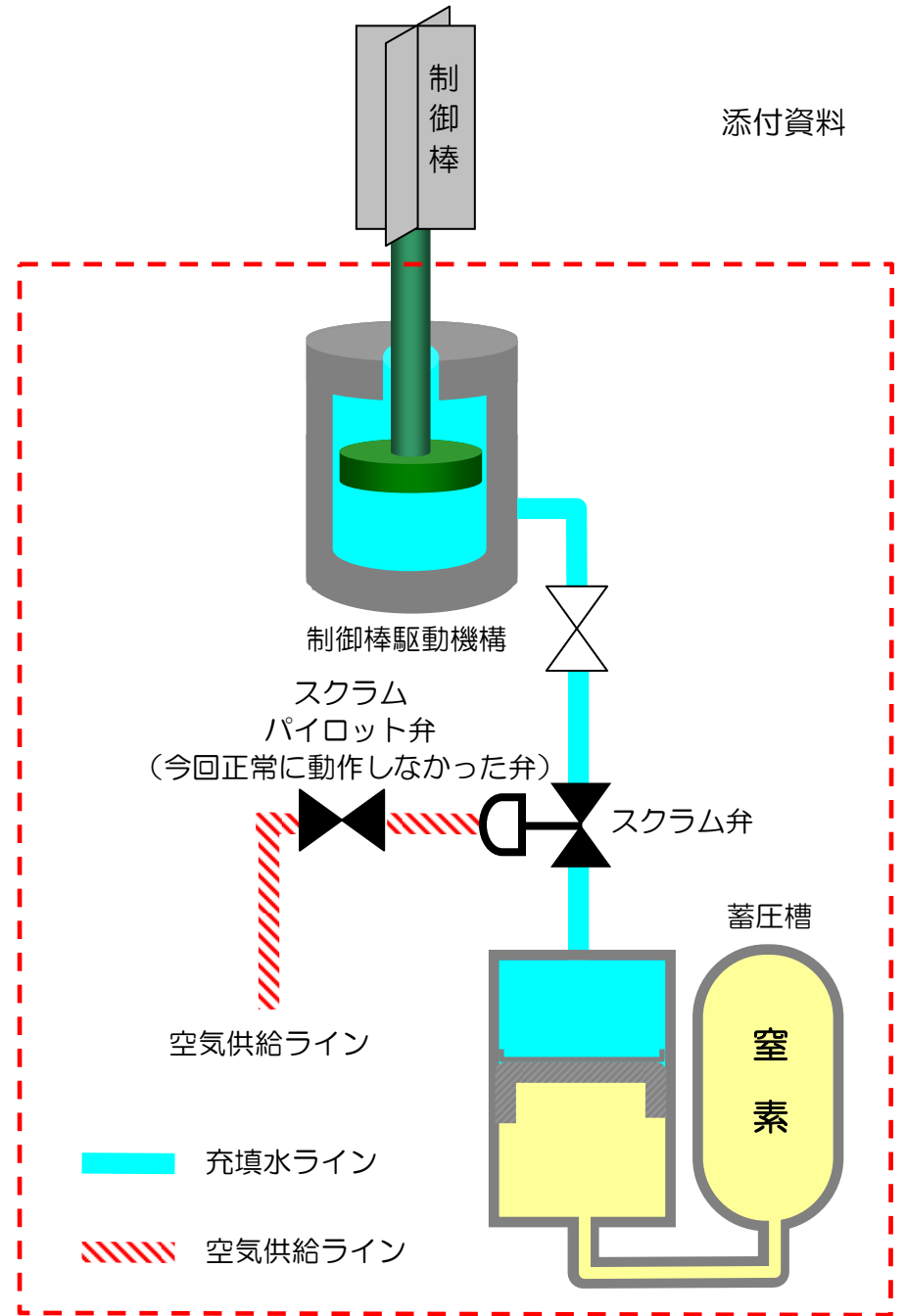
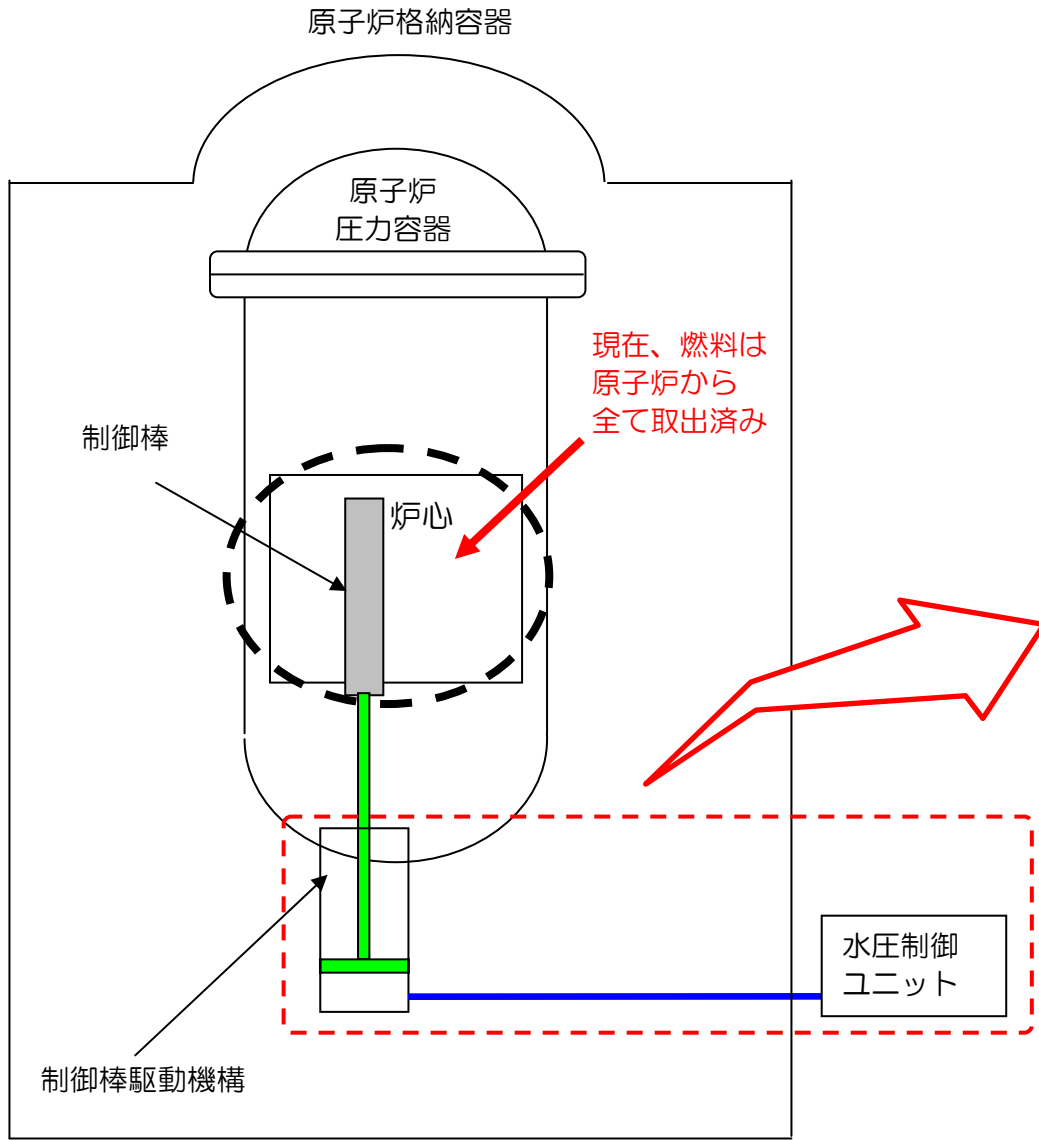


**区分：Ⅲ**

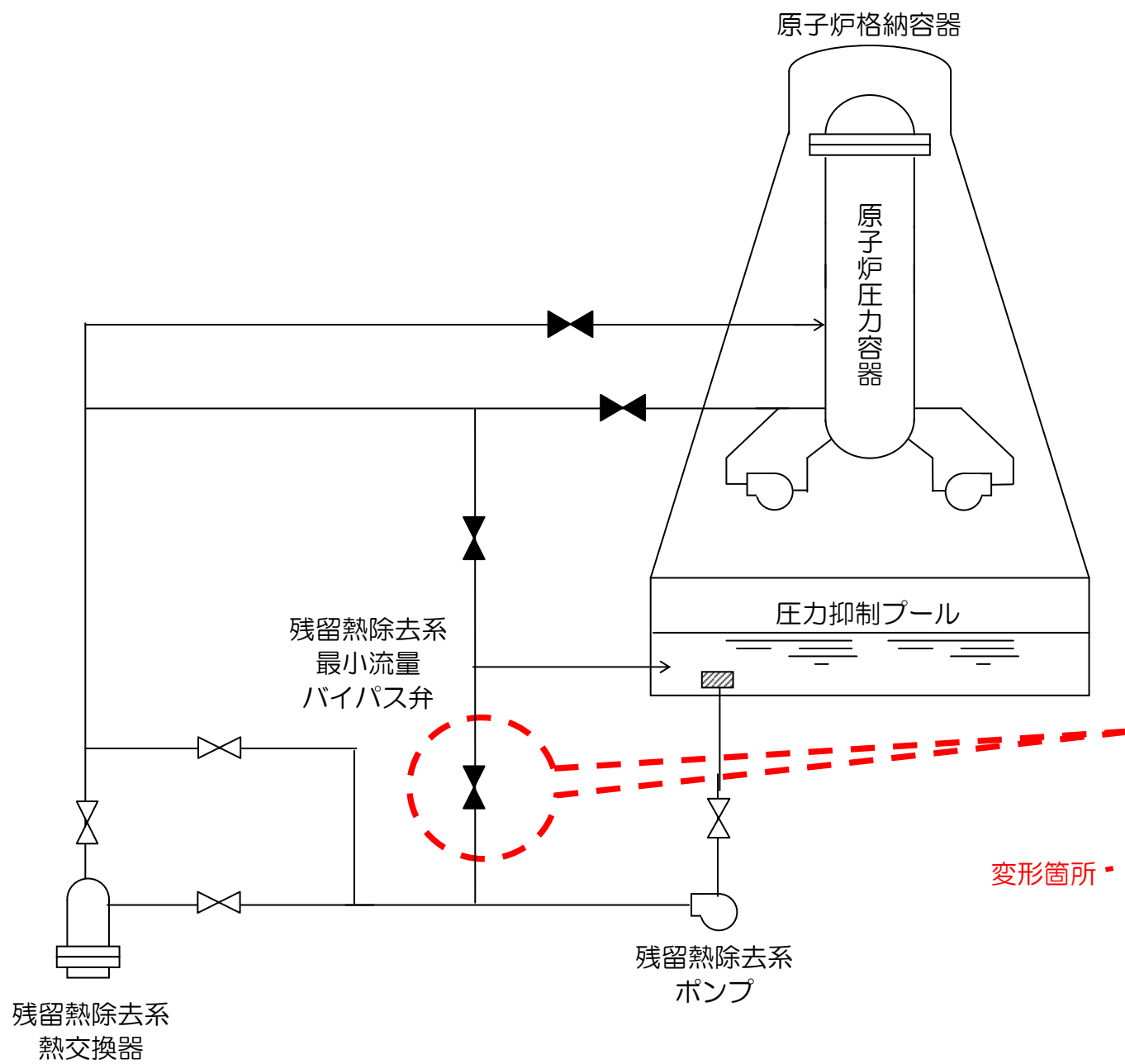
号機	7号機	
件名	定期検査中における制御棒の水圧制御ユニットに関する弁の不具合について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況) 定期検査中の7号機において、平成23年10月8日午後7時30分頃、点検後に実施する確認試験として、制御棒を駆動させる水圧制御ユニット*<sup>1</sup>に103体設置しているスクラムパイロット弁*<sup>2</sup>の動作確認を行っていたところ、1体の弁が正常に動作しないことを確認いたしました。</p> <p>(安全性、外部への影響) 現在、7号機は、全ての燃料を原子炉から取り出しており、保安規定等によりスクラム機能は求められていないことから、プラントの安全性に問題はありません。 また、本事象による外部への放射能の影響はありません。</p> <p>* 1 水圧制御ユニット 緊急時に制御棒を炉心内に挿入するため、制御棒駆動機構に高圧の充填水を送り出す装置。</p> <p>* 2 スクラムパイロット弁 スクラム弁に駆動用空気を供給するための電磁弁。通常時はスクラム弁へ空気を供給し、空気の圧力によりスクラム弁を閉じた状態に保っているが、緊急時には空気の圧力を抜くことでスクラム弁を開き、原子炉に制御棒を挿入させる機能を持つ。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt; 安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;  <input type="checkbox"/> 法令報告要  <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要  <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>今後、不具合が確認されたスクラムパイロット弁について、予備品への交換を実施します。 なお、他のスクラムパイロット弁については、不具合は確認されておりません。</p>	



柏崎刈羽原子力発電所7号機 水圧制御ユニット 概略図

**区分：Ⅲ**

号機	1号機	
件名	定期検査中における残留熱除去系電動弁の不具合について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況) 定期検査中の1号機において、平成23年10月6日、残留熱除去系* (A) 系統を復旧するため、最小流量バイパス弁を全閉から全開状態へ操作したところ、動作不良が認められたことから、分解点検を実施することとしておりました。</p> <p>この時点で、当該弁が全閉状態において残留熱除去系の系統としての機能への影響がないことを確認しており、また、残留熱除去系 (A) 系統は待機要求がありませんでした。</p> <p>その後、点検のための準備を行い、本日、当該弁の分解点検を実施したところ、弁棒の一部やシール部材に変形があることを確認しましたが、弁座・弁体に損傷は認められず、当該弁の機能に影響はないことを確認しました。</p> <p>(安全性、外部への影響) 分解点検の結果、当該弁の不具合により残留熱除去系 (A) 系統の機能への影響はなく、現在、1号機で保安規定上要求される原子炉への注水機能や原子炉の除熱機能は、他の系統により確保されており、プラントの安全性に問題はありません。</p> <p>また、本事象による外部への放射能の影響はありません。</p> <p>* 残留熱除去系 原子炉を停止した後に燃料の崩壊熱を除去したり、非常時に原子炉水を維持するために原子炉へ注水する系統。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>今後、当該弁の一部が変形した原因について調査を実施するとともに、復旧作業を行ってまいります。</p>	



柏崎刈羽原子力発電所1号機 残留熱除去系(A) 系統概略図

## 柏崎刈羽原子力発電所7号機主排気筒からの ヨウ素検出に関する原因と対策について

平成23年10月7日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

定期検査中の7号機において、平成23年9月13日、週に1回実施している主排気筒放射線モニタの定例サンプリング\*<sup>1</sup>において、ごく微量（ $6 \times 10^{-9}$ ベクレル/cm<sup>3</sup>、検出限界値： $4.6 \times 10^{-9}$ ベクレル/cm<sup>3</sup>）のヨウ素131を検出しました。

国が定める測定指針\*<sup>2</sup>の測定下限濃度は $7 \times 10^{-9}$ ベクレル/cm<sup>3</sup>であり、今回測定されたヨウ素131の濃度は、この指針の測定下限濃度を下回る低いレベルです。

なお、7号機の主排気筒放射線モニタや発電所敷地境界に設置された空間線量率を測定するモニタリングポストの指示値に変動はなく、発電所周辺環境への影響はありませんでした。（平成23年9月14日お知らせ済み）

当社は、その後、ヨウ素が検出された原因について調査を行ってまいりましたが、本日までに原因と対策を取りまとめましたので、お知らせいたします。

調査の結果、以下のことがわかりました。

- (1) 7号機では運転中に漏えい燃料が発生したことから、今定期検査においては局所排風機\*<sup>3</sup>の設置や、ヨウ素濃度が十分減衰するまで気体廃棄物処理系\*<sup>4</sup>での処理を継続するなど各種のヨウ素放出抑制対策を実施していたこと。
- (2) 定期検査の開始にともない漏えい燃料集合体について詳細点検を実施するため使用済燃料プールへ移動した直後に、燃料プール冷却浄化系\*<sup>5</sup>および原子炉建屋オペレーティングフロアに設置した局所排風機を停止していたこと。
- (3) 漏えい燃料が使用済燃料プールに保管された状態で、燃料プール冷却浄化系を停止したため、使用済燃料プール水のヨウ素濃度が上昇し、ヨウ素が原子炉建屋オペレーティングフロアの空気中へ移行した可能性があること。

これらの調査結果より、7号機の主排気筒放射線モニタでヨウ素が検出された原因は、燃料プール冷却浄化系を停止したため漏えい燃料集合体の影響により使用済燃料プール水のヨウ素濃度が上昇し、原子炉建屋オペレーティングフロアの空気中へ移行するとともに、原子炉建屋換気空調系を経由して主排気筒にて、検出限界値をわずかに超えて検出されたものと推定いたしました。

今後の再発防止対策として、漏えい燃料が発生し使用済燃料プールへ移動した場合は、漏えい燃料を移動後1ヶ月程度は燃料プール冷却浄化系を停止することがないように、関係者への周知・徹底を図るとともに、その旨を社内手順書に記載いたします。

当所は、今後も発電所の運営に際し、適切な放出管理を行ってまいります。

以 上

**\* 1 主排気筒放射線モニタの定例サンプリング**

主排気筒のサンプリングラインに設置したフィルタに、気体状の放射性物質が付着していないか確認するため、週一回の頻度で定期的な測定を実施している。

今回検出されたヨウ素 131 は、平成 23 年 9 月 7 日～13 日の間設置していたフィルタの測定で検出されたもの。

**\* 2 測定指針**

環境に放出される気体廃棄物および液体廃棄物中の放射性物質の放射エネルギーを測定するための標準的な方法を原子力安全委員会において定めた指針。

**\* 3 局所排風機**

ヨウ素放出抑制対策として、作業エリアの空気をファンを用いて取り込み、活性炭フィルタを通して空気中に含まれるヨウ素を除去するための装置。

**\* 4 気体廃棄物処理系**

復水器内の真空維持のため、復水器内で凝縮できなかった放射性ガスを抽出して減衰処理し、排気筒から放出するための系統。

**\* 5 燃料プール冷却浄化系**

プール水を冷却しながら不純物を取り除き水質を決められた値に保つ浄化系統。

## 柏崎刈羽原子力発電所7号機における 漏えい燃料発生の原因と対策について

平成23年10月7日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

当社は、平成22年9月10日に漏えい燃料が確認された柏崎刈羽原子力発電所7号機について出力抑制法<sup>\*1</sup>により慎重に運転を継続してまいりましたが、平成23年8月23日に第10回定期検査のため原子炉を停止し、9月2日から SHIPPING 検査<sup>\*2</sup>により漏えい燃料の特定作業を開始し、漏えい燃料集合体1体を確認いたしました。(平成23年9月2日、12日お知らせ済み)

当社は、その後確認された漏えい燃料集合体について詳細調査を行ってまいりましたが、本日までに、原因と対策を取りまとめたことから、お知らせいたします。

漏えい燃料集合体を、使用済燃料プールに移動し、水中カメラによる外観検査や、燃料棒全数(74本)について超音波検査により漏えい燃料棒1本を特定し、当該の燃料棒についてファイバースコープによる詳細点検を実施しました。その結果、当該燃料棒に接触した微細な異物らしきもの(長さ約0.7mm、幅約0.3mm)や、当該燃料棒の表面に漏えい燃料の特徴を示す微小な膨らみ<sup>\*3</sup>を確認しました。

また、特定された燃料棒と異なる場所で糸状の異物らしきもの(長さ約4mm、幅約0.1mm)を確認し、付近にある燃料棒については超音波検査により健全な燃料棒であることを確認しております。

調査の結果、7号機の漏えい燃料は、漏えい燃料集合体の詳細点検で発見された異物が原因で発生したものと推定され、設計・製造等に起因したものではないことおよび新潟県中越沖地震による影響ではないことを確認しました。

漏えい燃料発生に関する抜本的な対策として、平成24年度を目途に異物の捕捉効率を大きく高めた異物フィルタを開発して計画的に導入してまいります。

また、管理区域内におけるワイヤブラシやワイヤバフについて使用を禁止する等、引き続き漏えい燃料発生の低減対策を徹底してまいります。

以上

**\* 1 出力抑制法**

プラントの運転中に漏えい燃料が発生した場合、プラントの出力を抑制した状態で制御棒を操作し、その際の高感度オフガスモニタの値を把握することで、漏えい燃料が装荷されている範囲を特定できる。また、特定された漏えい燃料周辺の制御棒を挿入して出力を抑制したうえで、定格出力で安定した運転を継続することが可能で、過去にも出力抑制法を用いて運転を継続した実績が多数ある。

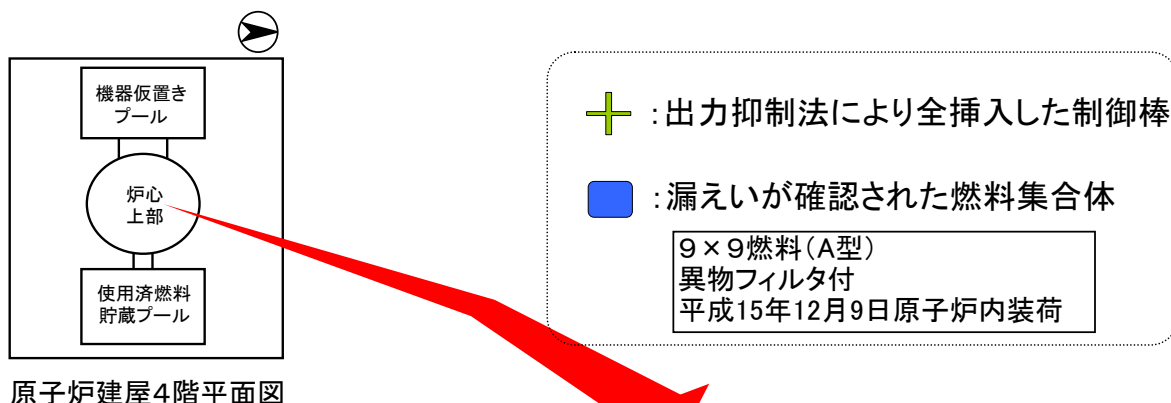
**\* 2 シッピング調査**

原子炉内に燃料が装荷された状態で燃料を数m引き上げ、当該燃料に加わる水圧を下げることにより、当該燃料から放出される気体状の放射性物質の濃度を測定し、漏えい燃料を特定する検査。

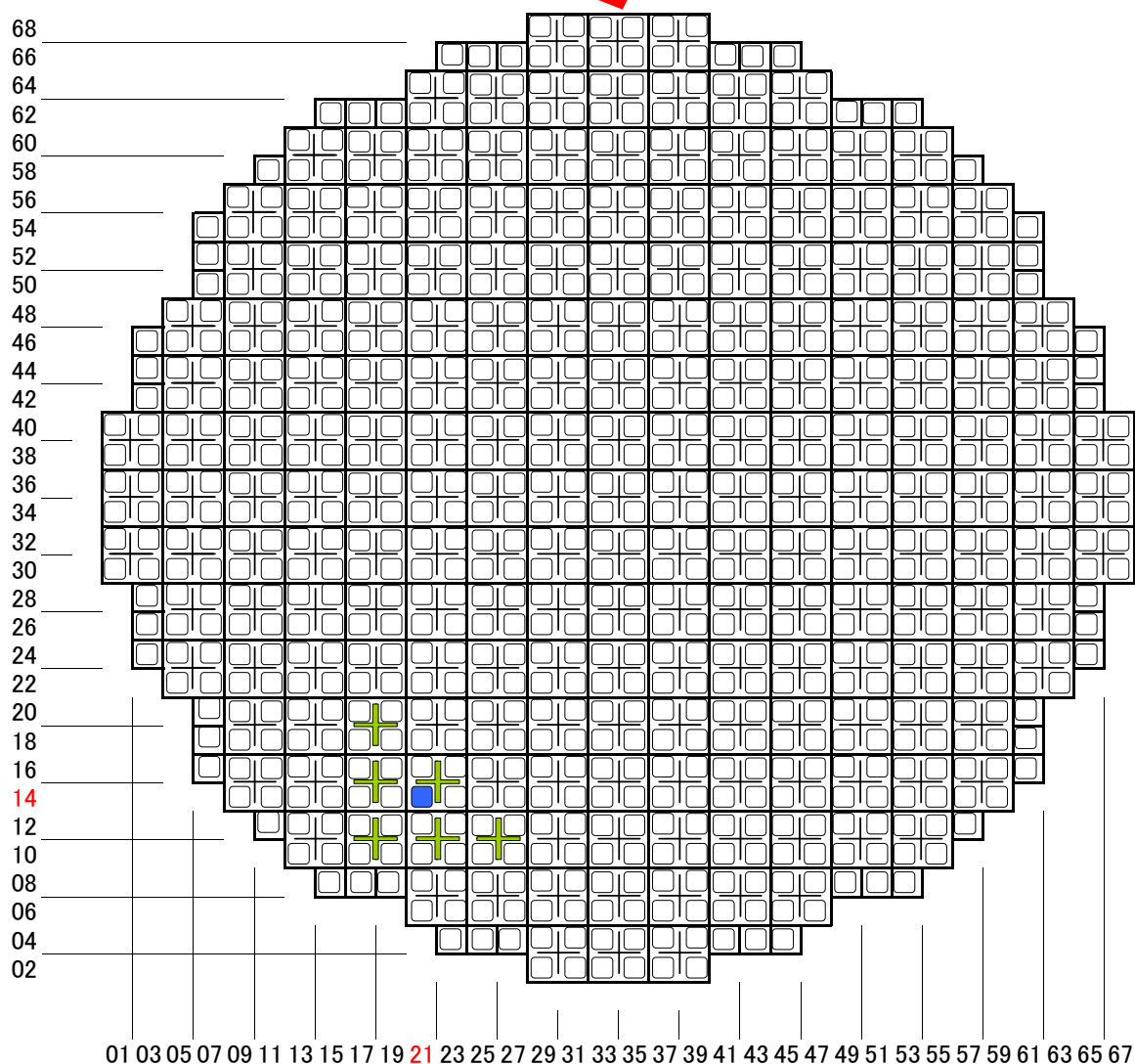
**\* 3 漏えい燃料の特徴を示す微小な膨らみ**

漏えいした燃料棒は、原子炉水が燃料棒の内部に入り水素が発生することから、表面に微小な膨らみが生じる場合がある。

## 柏崎刈羽原子力発電所7号機における 漏えい燃料集合体について

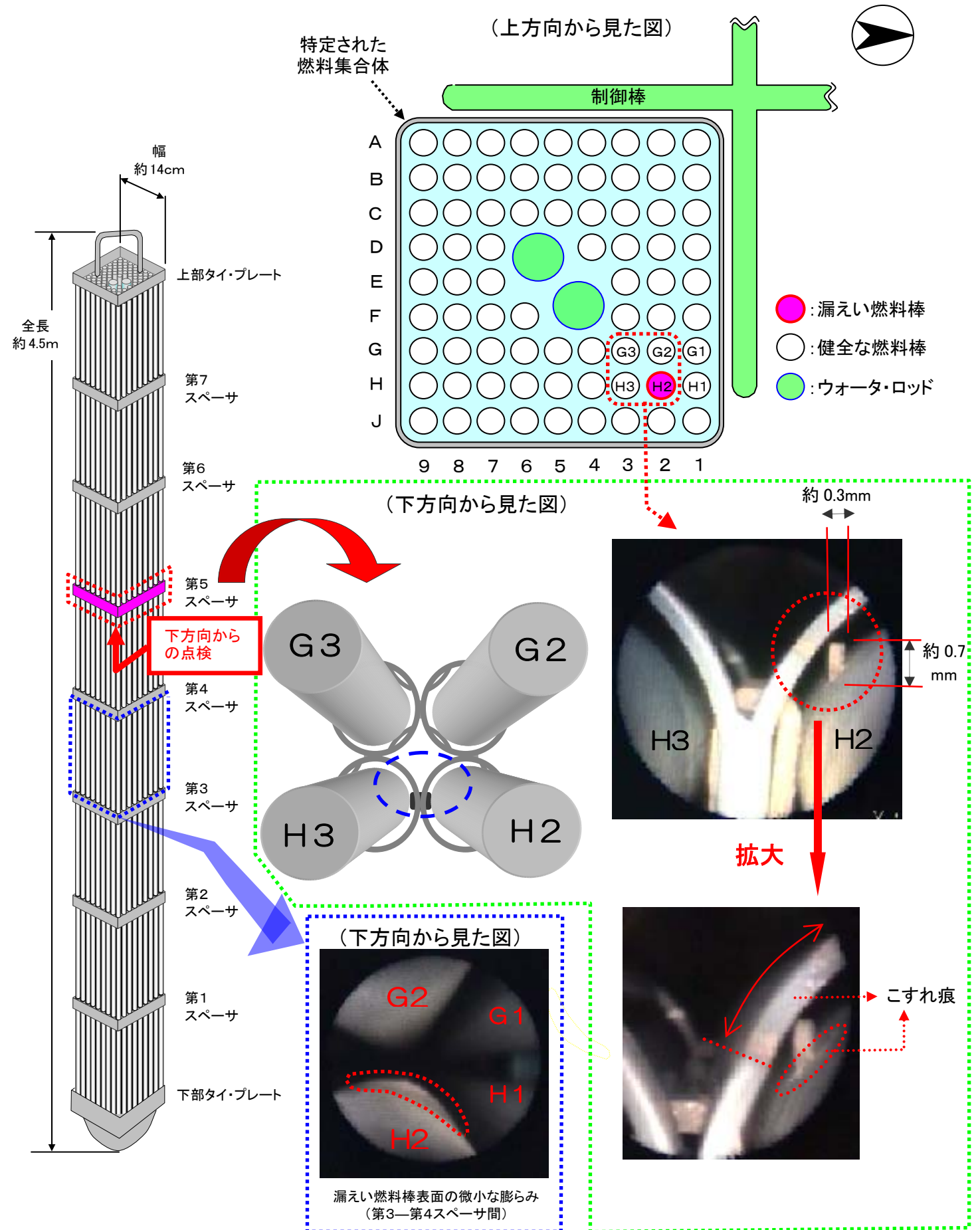


原子炉建屋4階平面図

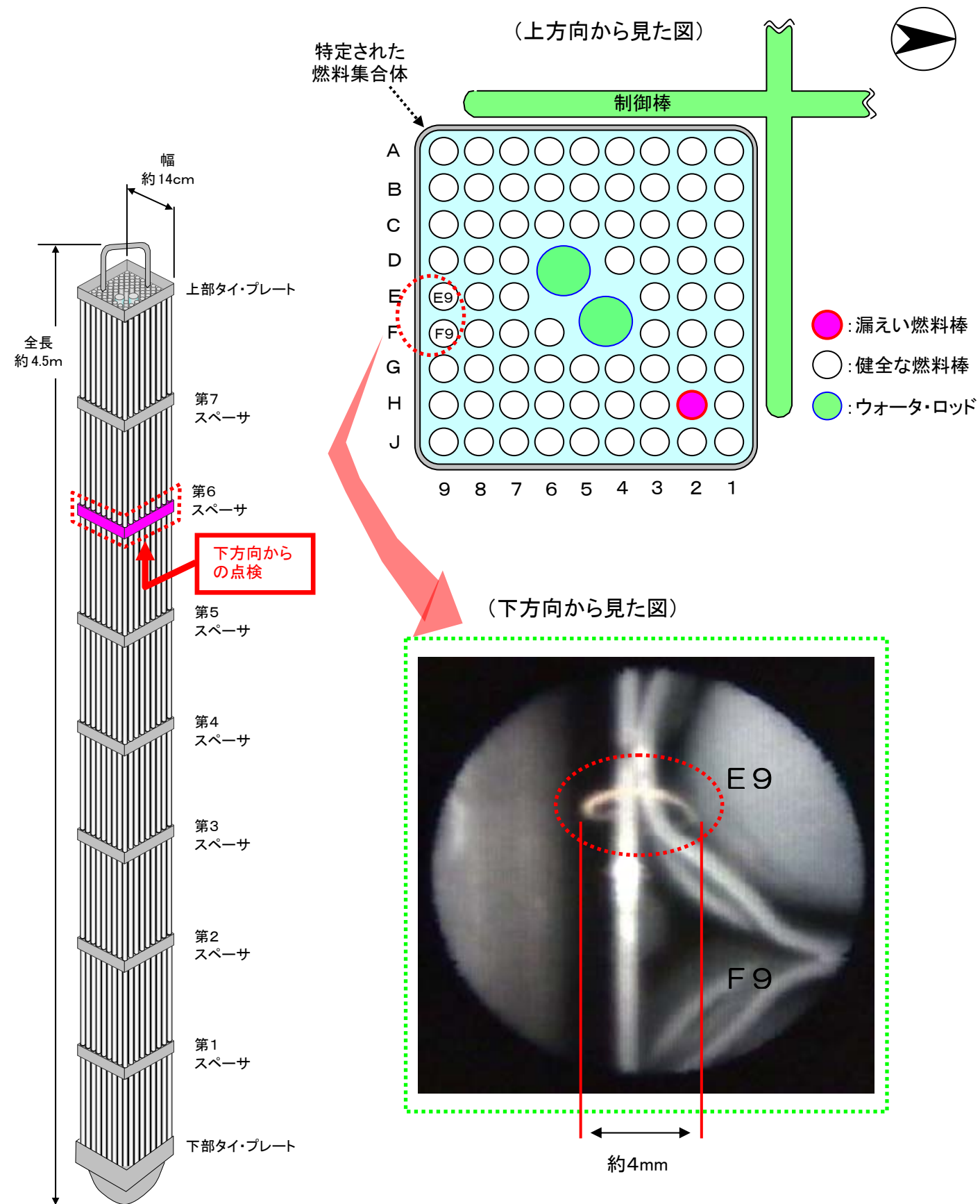


7号機 燃料集合体・制御棒配置図

柏崎刈羽原子力発電所7号機 漏えい燃料集合体の詳細点検結果



柏崎刈羽原子力発電所7号機 漏えい燃料集合体の詳細点検結果



## 平成 23 年度新燃料の輸送計画について

平成23年10月 7 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 23 年度の当社原子力発電所への新燃料の輸送について、以下のとおり計画しておりますので、お知らせいたします。

### 平成 23 年度 新燃料輸送計画

・ 輸送数量 382 体

輸送時期	輸送数量	受入先	搬出元
第3四半期	196 体	柏崎刈羽原子力発電所 5 号機	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
	186 体	柏崎刈羽原子力発電所 6 号機	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

(注) 輸送予定数量、予定時期は変更になることがあります。

以 上

福島第一原子力発電所 1～4号機に対する  
「中期的安全確保の考え方」に関する  
経済産業省原子力・安全保安院への報告について（その1）

平成 23 年 10 月 17 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 23 年 10 月 3 日、経済産業省原子力安全・保安院より、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」への適合について（指示）」の指示文書\*<sup>1</sup>を受領し、また、経済産業大臣より、福島第一原子力発電所 1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運用計画についての報告徴収の指示\*<sup>2</sup>を受けました。

（平成 23 年 10 月 3 日お知らせ済み）

当社は、これらの指示に基づき、以下の当社の設備等に係る施設運営の計画の内容およびその安全性の評価の結果について取りまとめ、本日、同院へ報告いたしましたのでお知らせします。

- 原子炉圧力容器・格納容器注水設備
- 原子炉格納容器窒素封入設備
- 使用済燃料プール等
- 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備
- 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連設備（移送配管、移送ポンプ等）
- 高レベル放射性汚染水を貯留している（滞留している場合も含む）建屋等
- 電気系統
- 原子炉注水系に関する確率論的安全評価

今回の報告内容については、今後、国にご確認いただくことになっております。

また、当社は引き続き、その他の設備等に関しても、施設運営の計画の内容およびその安全性の評価の結果について速やかに取りまとめ、同院へ報告いたします。

以 上

○添付資料

福島第一原子力発電所第 1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1）

## \* 1 指示文書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」への適合について（指示）

（平成23・09・30 原院第3号）

貴社においては、貴社福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のステップ1の目標である「放射線量が着実に減少傾向となっている」状態を達成し、現在、ステップ2の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」状態を達成すべく取り組んでいるところ、今後、ステップ2の目標を達成した後に、原子炉の廃止に向けての作業が開始されるまでには、一定の準備期間が必要となると考えられます。原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、ステップ2の終了から原子炉の廃止に向けての作業開始までの期間（3年間程度以内）における公衆及び作業員の安全を確保するため、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」（以下「中期的安全確保の考え方」という。）を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、当院は、貴社に対し、同発電所が中期的安全確保の考え方に適合するよう措置を講ずることを求めます。

## \* 2 報告徴収の指示

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について

（平成23・09・30 原第12号）

当省は、貴社が、平成23年10月3日付けで原子力安全・保安院が示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」」に適合するよう貴社福島第一原子力発電所において実施する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第67条第1項の規定に基づき、貴社に対し、下記の事項のうち、「原子炉圧力容器・格納容器注水設備」、「原子炉格納容器」のうち水素爆発を防止することができる機能、「使用済燃料プール等」、「原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備」、「高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設（移送配管、移送ポンプ等）」、「高レベル放射性汚染水を貯留している（滞留している場合も含む）建屋等」及び「電気系統」に係るものについて平成23年10月17日まで、その他については、その後速やかに報告するよう命じる。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、

上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」の以下の項目に関する基本目標に対する、貴社の設備等に係る施設運営計画の内容及びその安全性の評価の結果

- (1) 設備全般
- (2) 原子炉压力容器・格納容器注水設備
- (3) 原子炉格納容器
- (4) 使用済燃料プール等
- (5) 原子炉压力容器・格納容器ホウ酸水注入設備
- (6) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設（移送配管、移送ポンプ等）
- (7) 高レベル放射性汚染水を貯留している（滞留している場合も含む）建屋等
- (8) 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設
- (9) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理
- (10) 使用済燃料プールからの燃料取り出し
- (11) 使用済燃料共用プール等
- (12) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備
- (13) 放射線防護及び管理
- (14) 放射線監視
- (15) 監視室・制御室
- (16) 電気系統
- (17) 放射線リスクの低減

## 平成 23 年度使用済燃料等の輸送計画について

平成23年10月26日  
東京電力株式会社

当社は、平成 23 年度の使用済燃料および低レベル放射性廃棄物の日本原燃株式会社（青森県六ヶ所村）向け輸送について、以下のとおり計画しておりますので、お知らせいたします。

### 1. 平成 23 年度 使用済燃料輸送計画

- ・輸送数量 152 体、約 26 トンU（N F T型キャスク 4 基）

輸送時期	輸送数量	輸送容器型式・基数	搬出元
第4四半期	BWR燃料152体 約26トンU	N F T-38B型 4 基	柏崎刈羽原子力発電所

トンU：燃料集合体中の金属ウラン重量

（注）上記計画は、悪天候等により変更になることがあります。

### 2. 平成 23 年度 低レベル放射性廃棄物輸送計画

- ・今年度については低レベル放射性廃棄物の輸送計画はありません。

以 上

## 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等に関する 指示文書の受領について

平成 23 年 10 月 26 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 23 年 9 月 15 日、経済産業省原子力安全・保安院より、「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について(指示)」\*<sup>1</sup>の指示文書を受領し、これに基づき調査した結果、福島第二原子力発電所緊急安全対策報告書において主要機器の設置レベルについて 2 箇所の記事誤りを確認したことから、その旨を平成 23 年 9 月 28 日に同院へ報告いたしました。

(平成 23 年 9 月 15 日、9 月 28 日 お知らせ済み)

このたび、当社は、同院より「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について(指示)」\*<sup>2</sup>の指示文書を受領いたしました。

当社は、この指示文書に基づき、当社の調査結果報告書に記載された調査体制および方法による徹底した調査等を実施し、その結果について取りまとめ、同院へ報告いたします。

以 上

\* 1 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について(指示)

(平成 23・09・14 原院第 5 号)

原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、本日、東北電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び日本原子力発電株式会社(以下「各事業者」という。)から、平成 23 年 3 月 30 日付け「平成 23 年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(指示)」(平成 23・03・23 原第 7 号)、同年 4 月 15 日付け「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について(指示)」(平成 23・04・15 原院第 3 号)、同年 6 月 7 日付け「平成 23 年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について(指示)」(平成 23・06・07 原第 2 号)及び同日付け「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について(指示)」(平成 23・06・07 原院第 1 号)(以下「各指示」という。)に基づき、各事業者から報告された内容について、誤りが確認された旨の報告を受けました。

当該報告によると、図面からの寸法の読み取りに係る誤り等があったものの、各指示に基づいて行った各事業者の評価結果及び対策内容への影響はないとしています。

しかしながら、当院としては、今回、複数の事業者において報告内容に誤りがあったことを踏まえ、別紙に記載した指示に基づいて報告を行った原子力事業者に対し、当院へ提出した同指示に基づく報告の内容について誤りの有無を調査し、誤りがあった場合は、誤りが発生した原因の究明及び再発防止策の策定を行い、その結果について、同年9月28日までに当院に対し報告することを指示します。

別紙

- ・平成23年3月30日付け「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・03・23原第7号）
- ・平成23年4月15日付け「原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15原院第3号）
- ・平成23年4月21日付け「福島第二原子力発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・04・20原第20号）
- ・平成23年5月1日付け「平成23年福島第一・第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・04・28原第72号）
- ・平成23年6月7日付け「平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」（平成23・06・07原第2号）
- ・平成23年6月7日付け「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）
- ・平成23年6月15日付け「原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施について（指示）」（平成23・06・13原第10号）

\* 2 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（指示）

（平成23・10・25原院第2号）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年9月15日付け「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について（指示）」（平成23・09・14原院第5号）をもって、当院に対して提出した報告の内容について誤りの有無の調査等を指示しました。

これに対して、貴社から、当院に対して、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等の結果について報告がありました。

当院は、当該報告について内容の確認及び評価を行っているところですが、これまでに確認した範囲において、調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による十分な調査等が行われているとは認められない部分がありました。

このため、改めて、貴社の調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による徹底した調査等を実施し、その結果について、当院に対して、報告することを求めます。

## 資金援助の申請および特別事業計画の認定申請について

平成 23 年 10 月 28 日

東京電力株式会社

当社は、本日、原子力損害賠償支援機構（以下、機構）に対して、原子力損害賠償支援機構法第 41 条第 1 項の規定に基づく資金援助の申請を行いました。

また、機構の運営委員会による資金援助の議決を経て、同法第 45 条第 1 項の規定に基づき、機構と共同して特別事業計画を作成し、本日付けで主務大臣（内閣総理大臣、経済産業大臣）に対して同計画の認定を申請いたしました。

なお、特別事業計画の内容につきましては、主務大臣による認定を受け次第、当社として速やかにお知らせいたします。

以 上

## 今冬の需給見通しについて

平成 23 年 11 月 1 日  
東京電力株式会社

本年、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以降、多くの発電所が停止した中で、今夏の節電について、広く社会の皆さまよりご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当社はこのたび、今冬の需給見通しを取りまとめましたのでお知らせいたします。

今冬につきましては、定期検査に入る予定の柏崎刈羽原子力発電所5号機などの減少要因があるものの、一方で、地震により被災した共同火力の一部運転開始などの増加要因を織り込んだ結果、5,490万kW（12月末）、5,460万kW（1月末）、5,370万kW（2月末）の供給力を確保できる見通しとなりました。

なお、これは、昨年冬期の最大電力である5,150万kWに対して220～340万kW程度の供給予備力を確保できることとなります。

### <各月の需給見通し>

(万kW)

	12月末	1月末	2月末
需要（発電端1日最大）※	5,150	5,150	5,150
供給力	5,490	5,460	5,370
予備力	340	310	220

※需要はH22年度実績（平成23年2月14日）

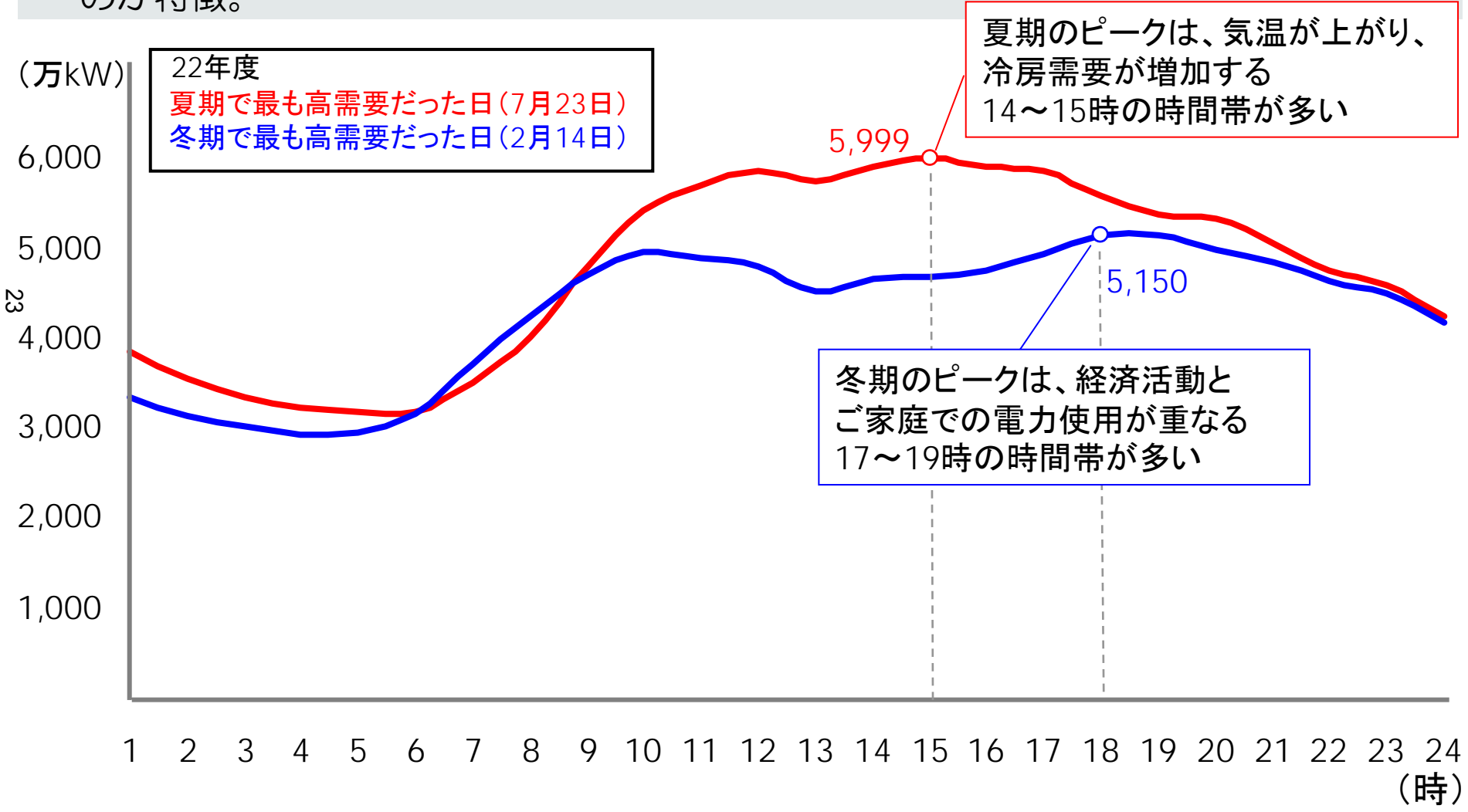
上記のとおり、今冬は安定供給を確保できる見通しですが、電源の計画外停止や急激な気温の変化による需要増加の可能性もあることから、お客さまにおかれましては、無理のない範囲での節電へのご協力をお願いいたします。

当社は、引き続き計画停電の「原則不実施」を継続するために、供給力を着実に確保するとともに、電力設備の確実な運転・保守に努めてまいります。

以 上

# 冬期の電力需要の特徴

- 冬期の電力需要のピークは、経済活動とご家庭での電力使用が重なる17～19時頃にピークを迎えることが多い
- また、夏期と比較して、昼夜の差が小さく、比較的フラットな需要カーブとなるのが特徴。



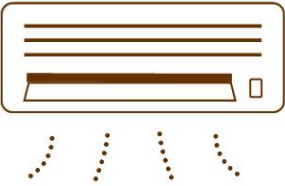


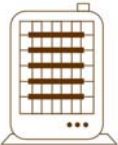
# 冬の「電気のお上手な使い方」

この夏の節電へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

この冬は、電力の安定供給を確保できる見通しですが、電気を効率よくお使いいただくためのご家庭や企業などにおける省エネのポイントをご紹介します。

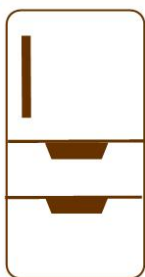
## ご家庭のお客さまへ

暖房機器は、エアコン、こたつ、電気カーペット、電気ストーブなど種類によって暖まり方が違います。寒い冬を暖かく過ごすために、機器を上手に選んでお使いいただきますようお願いいたします。

暖房機器	特徴	省エネのポイント
<b>エアコン</b> 	部屋全体を効率的に暖めるには、エアコンが最適です。	<b>フィルターの掃除はこまめに</b> フィルターは、2週間に一度を目安に清掃すると、ホコリの目詰まりによる暖房能力の低下を防ぐことができます。 ※自動清掃機能が付いているタイプはこの機能を利用しましょう。 <b>カーテンやブラインドなどで冷気の進入をカット</b> 日射がない時間に部屋を暖める場合は、カーテンやブラインドを閉めて窓から冷気が入ってくるのを防ぎと省エネになります。 <b>風向きは下向きに</b> 暖かい空気は上昇するため、効率よく部屋を暖めるにはエアコンの風向きを下向きにしましょう。また、扇風機やサーキュレーターで天井にたまりがちな暖気を循環させるとより効率的です。 
<b>こたつ</b> 	足元全体が暖まります。	<b>機器本体と床との間に敷物を</b> <b>こたつの掛け布団は2枚に</b> 機器本体の下に断熱効果のあるマットなどを敷くと、熱が床下に逃げにくくなり、省エネになります。また、こたつは掛け布団を2枚にすることで、保温効果を高め、設定温度を低めにしても暖かく感じられます。
<b>電気カーペット</b> 	接触した部分から熱が伝わり、部屋の広さ・使い方にあわせて大きさが選べます。	
<b>電気ストーブなど</b> 	速暖性があり、温風暖房や輻射暖房など種類が多く、用途に応じて選べます。	<b>機器を上手に選んで必要な暖かさを</b> 電気ストーブ、パネルヒーター、ハロゲンヒーターなどは、短時間使用する寒い脱衣所やトイレなど、部分的に暖めたい時に活用することをおすすめします。

その他の機器も、使い方や選び方の工夫で省エネにつながります。

## 冷蔵庫



### 設定温度の再確認を

食品の入れ具合に応じて、冷蔵庫が冷え過ぎと感じた場合には設定温度を「弱」にすることで省エネになります。

### 扉の開閉は短く少なく

普段から冷蔵庫の中は整理整頓しておき、ムダな開閉を減らすと省エネになります。

### できるだけ放熱スペースを

冷蔵庫まわりのすき間を多くすると消費電力量が少なくなります。特に冷蔵庫の上に物は置かず、上部を開放すると省エネになります。

## 温水洗浄便座



### フタを閉める

使用後にフタを閉めると暖房している便座からの放熱が抑えられるので、省エネになります。

## 照明



### 電球の取り替え時には省エネ性の高いランプを

白熱電球から電球形蛍光灯や電球形LEDランプに取り替えると省エネになります。

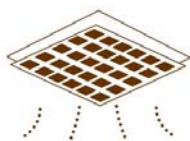
※電球形LEDランプは、ランプによって光の拡がりに違いがありますので、パッケージ表示を確認して使用目的に応じて適切に選びましょう。

### 調光機能を使う

調光機能がついているタイプは、必要な明るさに調節することをおすすめします。

## ビル・工場などのお客さまへ

## 空調



### 設定温度の調整を

適正な温度設定による空調をおすすめします。

また、使用していないエリアの空調を停止すると省エネになります。

## 照明



### 使用しないエリアは消灯を

使用しないエリアの間引き・消灯を行うと省エネになります。

### 照明の取り替え時には省エネ型を

省エネ型蛍光灯やLED照明などへ取り替えると省エネになります。

## パソコン



### 電源設定の見直し

一定時間使用しない場合は、「システムスタンバイ」が適用されるような設定にしておくと、メモリー以外の機能が全てスリープ状態となり省エネになります。

※本資料の省エネ効果は条件によって異なる場合があります。

省エネに関する情報はホームページでもご紹介しています。<http://www.tepco.co.jp/setsuden/>

©東京電力(平成23年11月)

## 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業の状況について

(週報：10月6日)

平成23年10月6日

東京電力株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震後の主な点検・復旧作業の状況および不適合についてお知らせいたします。

### 主な点検・復旧状況

○平成23年9月30日から10月6日までに点検および復旧を完了したもの

・なし

○平成23年10月7日から10月13日までに点検および復旧を開始するもの

・なし

○平成23年10月2日から10月29日までの主な点検・復旧作業実績・予定

・「新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の

主な点検・復旧作業予定（4週間工程）」・・・別紙

(参考) 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業に係る不適合

「新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合等に係る当面の公表について」  
 にもとづく、平成 23 年 9 月 29 日から 10 月 5 日までのトラブル情報の発生状況については  
 次のとおりです。

○トラブル情報（中越沖地震関連）

平成 23 年 9 月 29 日～10 月 5 日 (平成 19 年 8 月 10 日～累計)		公表区分別件数 (平成 19 年 8 月 10 日～累計)	
件数	0 件 (10 件)	I	0 件 (0 件)
		II	0 件 (0 件)
		III	0 件 (10 件)

<平成 23 年 9 月 29 日～10 月 5 日発生分>

公表区分	発見日	件名	状況
I	—	—	—
II	—	—	—
III	—	—	—

○その他

- ・特になし

以 上

## 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業の状況について

(週報：10月13日)

平成23年10月13日

東京電力株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震後の主な点検・復旧作業の状況および不適合についてお知らせいたします。

### 主な点検・復旧状況

○平成23年10月7日から10月13日までに点検および復旧を完了したもの

・なし

○平成23年10月14日から10月20日までに点検および復旧を開始するもの

・なし

○平成23年10月9日から11月5日までの主な点検・復旧作業実績・予定

・「新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の

主な点検・復旧作業予定（4週間工程）」・・・別紙

(参考) 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業に係る不適合

「新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合等に係る当面の公表について」  
 にもとづく、平成23年10月6日から10月12日までのトラブル情報の発生状況については次のとおりです。

○トラブル情報（中越沖地震関連）

平成23年10月6日～10月12日 (平成19年8月10日～累計)		公表区分別件数（平成19年8月10日～累計）	
件数	0件 (10件)	I	0件（0件）
		II	0件（0件）
		III	0件（10件）

<平成23年10月6日～10月12日発生分>

公表区分	発見日	件名	状況
I	—	—	—
II	—	—	—
III	—	—	—

○その他

- ・不適合情報（中越沖地震関連、G I、G II、G IIIグレード、対象外）  
 （含む、中越沖地震関連、A s、A、B、C、Dグレード、対象外）

平成23年9月1日～30日 (平成19年7月16日～累計)	
件数	0件 (3,775件)

※ 新潟県中越沖地震発生後、これまでに発生・審議した不適合情報について再精査したところ、中越沖地震対象外であったもの1件を確認いたしましたので、9月分の集計に合わせて訂正いたしました。

以 上

## 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業の状況について

(週報：10月20日)

平成23年10月20日

東京電力株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震後の主な点検・復旧作業の状況および不適合についてお知らせいたします。

### 主な点検・復旧状況

○平成23年10月14日から10月20日までに点検および復旧を完了したもの

・なし

○平成23年10月21日から10月27日までに点検および復旧を開始するもの

・なし

○平成23年10月16日から11月12日までの主な点検・復旧作業実績・予定

・「新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の

主な点検・復旧作業予定（4週間工程）」・・・別紙

(参考) 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業に係る不適合

「新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合等に係る当面の公表について」  
 にもとづく、平成 23 年 10 月 13 日から 10 月 19 日までのトラブル情報の発生状況については次のとおりです。

○トラブル情報（中越沖地震関連）

平成 23 年 10 月 13 日～10 月 19 日 (平成 19 年 8 月 10 日～累計)		公表区分別件数 (平成 19 年 8 月 10 日～累計)	
件数	0 件 (10 件)	I	0 件 (0 件)
		II	0 件 (0 件)
		III	0 件 (10 件)

<平成 23 年 10 月 13 日～10 月 19 日発生分>

公表区分	発見日	件名	状況
I	—	—	—
II	—	—	—
III	—	—	—

○その他

- ・特になし

以 上

## 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業の状況について

(週報：10月27日)

平成23年10月27日

東京電力株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震後の主な点検・復旧作業の状況および不適合についてお知らせいたします。

### 主な点検・復旧状況

○平成23年10月21日から10月27日までに点検および復旧を完了したもの

- ・2号機 その他設備関連（主変圧器、所内変圧器、励磁変圧器点検）：10月26日完了

○平成23年10月28日から11月2日までに点検および復旧を開始するもの

- ・なし

○平成23年10月23日から11月19日までの主な点検・復旧作業実績・予定

- ・「新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の

主な点検・復旧作業予定（4週間工程）」・・・別紙

(参考) 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業に係る不適合

「新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業における不適合等に係る当面の公表について」  
にもとづく、平成23年10月20日から10月26日までのトラブル情報の発生状況については次のとおりです。

○トラブル情報（中越沖地震関連）

平成23年10月20日～10月26日 (平成19年8月10日～累計)		公表区分別件数（平成19年8月10日～累計）	
件数	0件 (10件)	I	0件（0件）
		II	0件（0件）
		III	0件（10件）

<平成23年10月20日～10月26日発生分>

公表区分	発見日	件名	状況
I	—	—	—
II	—	—	—
III	—	—	—

○その他

- ・特になし

以 上

## 新潟県中越沖地震後の点検・復旧作業の状況について

(週報：11月2日)

平成23年11月2日

東京電力株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震後の主な点検・復旧作業の状況および不適合についてお知らせいたします。

### 主な点検・復旧状況

○平成23年10月28日から11月2日までに点検および復旧を完了したもの

・なし

○平成23年11月3日から11月10日までに点検および復旧を開始するもの

・なし

○平成23年10月30日から11月26日までの主な点検・復旧作業実績・予定

・「新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の

主な点検・復旧作業予定（4週間工程）」・・・別紙

以上

新潟県中越沖地震発生による柏崎刈羽原子力発電所の主な点検・復旧作業予定(4週間工程)(1/1)

平成23年11月2日

別紙

【点検・復旧状況】

◆平成23年10月30日(日)～平成23年11月26日(土)

設備	項目	10月30日(日)～11月5日(土)	11月6日(日)～11月12日(土)	11月13日(日)～11月19日(土)	11月20日(日)～11月26日(土)	点検・復旧状況
2号機	タービン設備関連	タービン点検				H21/12/7より高圧・低圧タービン(A)(B)(C)詳細点検開始。
	その他設備関連	主変圧器点検				H23/10/26搬入・据付作業完了。
		所内変圧器点検				H23/10/26搬入・据付作業完了。
		励磁変圧器点検				H23/10/26搬入・据付作業完了。
		主発電機点検				H20/3/19より点検開始。
耐震強化関連	配管等サポート				H23/2/1より強化工事開始。	
3号機	原子炉設備関連	原子炉格納容器閉鎖作業				H23/3/3閉鎖作業開始。
	系統健全性確認	系統機能試験				H22/11/16より試験開始。
4号機	タービン設備関連	タービン点検				H21/8/3より高圧・低圧タービン(A)(B)(C)詳細点検開始。 H22/7/5より高圧・低圧タービン(A)(B)(C)復旧作業開始。
	その他設備関連	主発電機点検				H20/1/15より点検開始。
		原子炉再循環ポンプ可変周波数電源装置入力変圧器点検				H21/6/12より搬入・据付作業開始。
	耐震強化関連	配管等サポート				H23/1/17より強化工事開始。H23/6/27より原子炉圧力容器付属構造物強化作業開始。

※各設備の点検結果については、まとも次第お知らせします。

※各項目の点検・復旧作業および実施期間については、状況により変更する場合があります。

※5号機、6号機は運転中、1号機、7号機は定期検査中です。